

昭和二十三年政令第百六十四号

船員法第一條第二項第一号の港の区域の特例に関する政令

ここに港域の特例に関する政令を制定する。

- 1 国土交通大臣が船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条第三項ただし書の規定により港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）に基づく港の区域と異なる区域を定めようとするときは、国土交通大臣は、前項の規定により港の区域を定めた場合には、これを告示しなければならない。

この政令は、港域法施行の日（昭和二十三年七月十六日）から、これを施行する。

附
見
(昭和四〇年六月二二日政令第二一九号) 拙

この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

施行期日)

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十

附 貝立所二〇年十月一八日政令第三一號

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

処分等に関する経過措置

次の一欄に掲げる近前の國の幾關（以下二の條）

基づく命令を含む。以下この条において「新法令」と

处分又は通知その他の行為とみなす

十三号までこ掲げる事務に係る場合に限る。)

航空・鉄道事故調査委員会

海難審判序

沿員中央勞動委員會（由設置法第四條第九十七號及

船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に規定

(不當労働行為に係るものに限る)に係る場合に限る

（日語翻訳第四卷第六一六号に
て掲載。）

船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲

務に係る場合に限る。)

沿員地方勞動委員會（即設置在第四條第九十六號）

律第一百八十九号)に係る事務に係る場合に限る。)

船員地方勞働委員會（舊設置法第四條第九十七號及我

（立月一二金酒行第百一二号）及で所用の外興に
第百十三号）ニ係る事務ニ係る場合ニ限る。」

船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及

卷之三

增一
增二
增三
增四
增五
增六
增七
增八
增九
增十
增十一
增十二
增十三
增十四
增十五
增十六
增十七
增十八
增十九
增二十
增二十一
增二十二
增二十三
增二十四
增二十五
增二十六
增二十七
增二十八
增二十九
增三十
增三十一
增三十二
增三十三
增三十四
增三十五
增三十六
增三十七
增三十八
增三十九
增四十
增四十一
增四十二
增四十三
增四十四
增四十五
增四十六
增四十七
增四十八
增四十九
增五十
增五十一
增五十二
增五十三
增五十四
增五十五
增五十六
增五十七
增五十八
增五十九
增六十
增六十一
增六十二
增六十三
增六十四
增六十五
增六十六
增六十七
增六十八
增六十九
增七十
增七十一
增七十二
增七十三
增七十四
增七十五
增七十六
增七十七
增七十八
增七十九
增八十
增八十一
增八十二
增八十三
增八十四
增八十五
增八十六
增八十七
增八十八
增八十九
增九十
增九十一
增九十二
增九十三
增九十四
增九十五
增九十六
增九十七
增九十八
增九十九
增一百

旧法令の規定により旧機関に対してされていける申請、届出、申立てその他の行為は、改正法附則第四条の規定によりなお従前の例による」ととされているものを除き、改正法の施行後は、新法の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改正法の施行の日前にその手続がされていないものについては、改正法の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。